

福岡県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

福岡県後期高齢者医療広域連合議会

議長 只 松 秀 喜

福岡県後期高齢者医療広域連合議会規程第 1 号

福岡県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護条例施行
規程の一部を改正する規程

福岡県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護条例施行規程（令和 5 年議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 7 号を次のように改める。

（ 7 ） 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 1 条の 2 第 1 項に規定する被保険者記号・番号等

同条に次の 2 号を加える。

（ 8 ） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 6 1 条の 2 第 1 項に規定する被保険者証番号等

（ 9 ） 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 2 条第 3 項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

第 8 条第 1 項第 1 号中「、健康保険の被保険者証」を「、資格確認書」に改める。

様式第 2 号、様式第 1 2 号及び様式第 1 8 号中「、健康保険証」を「、資格確認書」に、「・健康保険証」を「・資格確認書」に、「□健康保険の被保険者証」を「□資格確認書」に改め、「、住民基本台帳カード（住所記載があるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の福岡県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護条例施行規程様式第 2 号、様式第 1 2 号及

び様式第 18 号による用紙は、当分の間、所要の修正を加え使用することができる。